別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一　提示された自動車及び提出された書面の確認	二十六万九千円
二～二十八　（略）	（略）
二十九　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第三十一号から第三十四号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	百四十五万千円
三十　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第三十四号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
三十一～三十四　（略）	（略）
三十五　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十一号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
三十六　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十一号から第三十四号までに掲げる試験を除く。）（大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十八万千円
三十七～四十四　（略）	（略）
四十五　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（第五号、次号及び第四十八号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に限る。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
四十六～五十　（略）	（略）

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一　提示された自動車及び提出された書面の確認	二十三万八千円
二～二十八　（略）	（略）
二十九　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第三十一号から第三十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	百四十五万千円
三十　保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第三十三号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
三十一～三十四　（略）	（略）
三十五　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
三十六　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十号から第三十三号までに掲げる試験を除く。）（大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十八万千円
三十七～四十四　（略）	（略）
四十五　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（第五号、次号及び第四十七号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に限る。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
四十六～五十　（略）	（略）